

No.7	調査課題名：食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査					
調査目的	フードチェーンの各段階における食品の汚染実態、喫食パターン、発症事例の把握、検査法及びその精度等の情報を充実させ、今後実施される食品健康影響評価に資することを目的に実施する。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争 公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 8. 11	契約締結日	H18. 10. 24	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	財団法人 国際医学情報センター				
	契約金額	1 2, 9 3 4, 8 4 8 円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

別紙

食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査 仕様書

I. 調査の目的

本調査で得る情報は、微生物・ウイルス専門調査会におけるリスク評価のための基礎資料となるものである。「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、優先順位を決めて個別の食中毒原因微生物のリスク評価を行うに当たり、フードチェーンの各段階における食品の汚染実態、喫食パターン、発症事例の把握、検査法、その精度等の情報は欠かせない要素である。しかしながら、これらの情報が体系的に整理されている資料は少なく、充実させる必要がある。

このため、今後の微生物・ウイルス専門調査会において決定される、評価すべき優先順位の高い病原微生物と食品の組合せから順に、リスク評価に必要な情報について文献調査やアンケート調査等により情報収集し、分析・整理する。

II. 調査項目

リスク評価を実施するに当たり、優先順位が高いと判断された案件について、専門調査会での議論を反映させながら、リスク評価に必要とされるデータについて調査を実施する。

1. 食品の生産から消費に至るまでの汚染状況に関し、各段階の汚染率や諸状況によるその変動及び加工行程や添加物による影響等について、情報収集を行い整理する。また、検査方法の精度等についても情報収集を行う。
2. 消費者に関し、食品の喫食パターンや食材の取扱い等について、インターネットアンケートを用いて情報収集を行い整理する。収集した情報について、年齢や生活環境等を考慮した分類・整理を行う。既存の情報がある場合は、それらも併せて実状を把握し整理する。
3. 食品健康被害に関し、発生原因、発症菌量、発症者等の疫学的データを原因菌・原因食品ごとに収集し整理する。食品の成分及び細菌叢の特徴についての情報収集も実施する。
 - 媒介物としての食品に関するデータ
 - 宿主(ヒト)に関するデータ
 - 動物試験

- in vitro 試験
 - 専門家からの聞き取り
 - 用量反応評価に関する調査 等
4. その他、それぞれの評価対象について、必要な情報を収集し整理する。

Ⅲ. 調査方法

Ⅱ. 1～4 について、優先順位が高いと判断された案件について、国内外の学術文献、国際機関及び国内外の政府機関で公表されているホームページや刊行物等より、リスク評価に必要とされる情報について、専門調査会での議論を反映させながら情報を収集し整理する。国内のデータについては、文献のみならず、各都道府県の公開資料等を活用し、国内の実態を反映させた情報を収集する。また、喫食パターンや行動アンケート調査等により情報を入手し整理する。得られた情報について、それぞれのリスク評価の際に使用し易いように加工・整理を行う。

Ⅳ. 報告書の作成

調査項目の 1～4 の結果を取りまとめ、報告書を作成する。なお、構成、分量等については、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官に了解を得ることとする。

Ⅴ. その他

1. 作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密にとることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
2. この調査を実施するにあたり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合には、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
3. 本業務期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合には、当該業務について説明を行うこととする。
4. 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
5. 本業務により知り得た成果については、内閣府食品安全委員会事務局担当官と随時連絡を取るものとする。
6. 本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む)はすべて内閣府に帰属する。

VI. 成果物

報告書として印刷物を50部、CD-ROM等の電子媒体で20部提出することとする。

VII. 調査期間

契約日～平成19年3月30日

VIII. 履行期限

平成19年3月30日